

林業・木材産業の成長産業化のための財源の確保を求める意見書

国は、平成23年度第3次補正予算において、復興木材安定供給等対策として、平成21年度に各県が造成した森林整備加速化・林業再生基金を延長し、基金を積み増しする制度を創設した。

この制度は、輸入材に対抗できる国産材の生産体制を確立し、復興に必要な木材を全国的に安定供給することや林業・木材産業の再生を図ることを目的に、平成23年度から26年度までが事業期間とされており、本県では、制度の目的に沿って、搬出間伐や林内路網の整備、木材加工流通施設整備等を計画的に進めてきたところである。

本年7月に本県になされた基金の返還要請は、被災地の復興のためとはいえ、国の一方的な制度変更であり、基金活用に向けてこれまで事業計画等を検討してきた本県の林業・木材産業関係者は大変困惑しており、本県の森林・林業にとって大きな打撃を与えかねないものである。

特に、現在、アベノミクスによる円安傾向や住宅需要の高まり、さらには木質バイオマス利用などの新たな木材需要の増加もあり、県内の林業・木材産業関係者の設備投資意欲は非常に高い状況にある。林業・木材産業を成長産業として育てていくためには、今こそ関係者の意欲を政策的に後押しすることが必要である。

よって、国におかれては、基金の返還がこれまで進めてきた森林・林業再生に向けた取り組みに水を差すこととならないよう、下記の事項に責任をもって取り組むよう強く要望する。

記

- 1 林業・木材産業の成長産業化に向け、国の責任において所要の財源を確保し、加速化基金の延長・拡充を図ること。
- 2 県内の林業・木材産業関係者の意欲に的確に応えることができるよう、地方の自主性を尊重した使いやすい制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月4日

熊本県議会 議長 藤川 隆夫

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	林芳正様